

長崎県土木部指定管理者選定委員会 議事要旨

1. 委員会の開催状況

- | | | | |
|-----|-------|----------|-------------|
| 第1回 | 平成30年 | 7月10日(火) | 10:00~14:40 |
| 第2回 | 平成30年 | 9月14日(金) | 13:00~16:00 |
| 第3回 | 平成30年 | 9月20日(木) | 9:00~16:45 |
| 第4回 | 平成30年 | 9月27日(木) | 9:00~12:00 |

2. 審議内容

【第1回指定管理者選定委員会】

- (1) 事務局より長崎県土木部指定管理者選定委員の紹介があった
- (2) 委員長職務代理者の指定
 - ・委員長が、委員長に事故のあるときに職務を代理する委員を指名した。
- (3) 委員会の進め方について説明があった
- (4) 指定管理者募集要項の審議
 - ・審査基準案について審議が行われた。
- (5) 面接審査実施要領の審議
 - ・面接審査実施要領案について審議が行われた。
- (6) 事務局から審査資料の申請者名の表示方法について説明があった。
- (7) 各施設募集要項修正の報告について
 - ・協議の結果、一部修正のうえ、委員会です承された。

【第2回指定管理者選定委員会】

- (1) 各県立都市公園、長崎港元船地区、早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバーの応募状況及び利害関係者の確認
 - ・委員には申請者との間に利害関係がある者はいない。
- (2) 各県立都市公園、長崎港元船地区、早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバーの応募者資格審査
 - ・各応募者の資格適合について、委員会です承された。
- (3) 各県立都市公園、長崎港元船地区、早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバーの書類審査が行われた。
- (4) 面接審査対象者が決定された。

【第3回指定管理者選定委員会】

- (1) 長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバー、長崎港常盤・出島地区及び松が枝地区の応募状況及び利害関係者の確認
 - ・委員には申請者との間に利害関係がある者はいない。
- (2) 長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバー、長崎港常盤・出島地区及び松が枝地区の応募者資格審査
 - ・各応募者の資格適合について、委員会です承された。
- (3) 長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバー、長崎港常盤・出島地区及び松が枝地区の書類審査が行われた。

長崎県土木部指定管理者選定委員会 議事要旨

(4) 各県立都市公園、早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバーについて、申請者からのプレゼンテーション、申請者に対する面接審査が行われた。

(5) 採点、審議

①採点結果

事業計画等の内容に基づき採点を実施した。結果は別紙のとおり。

②指定管理者候補者の選定と選定理由

1) 西海橋公園

【候補者】

グリーンメイク・岩永造園・中村造園指定管理者共同企業体

【選定理由】

都市公園の利用促進、都市公園を利用したイベントの企画、県民参加型の公園運営・利活用の取り組み、都市公園を利用したスポーツの普及に関する事項に関する提案が優れており、中期計画に関する提案について実現性があることを評価し、同企業体を選定した。

2) 平戸公園及び田平公園

【候補者】

一般社団法人 長崎県公園緑地協会

【選定理由】

応募者が1者であったため、事業計画の実現性や今後の管理運営について審査を行った結果、施設の利用率を高めるような事業計画や園内の安全対策に関する提案が具体的になされており、公園管理に適した事業計画になっていることを評価し、同協会を選定した。

3) 百花台公園及び百花台森林公園

【候補者】

長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体

【選定理由】

応募者が1者であったため、事業計画の実現性や今後の管理運営について審査を行った結果、施設の利用率を高めるような事業計画や園内の安全対策に関する提案が具体的になされており、公園管理に適した事業計画になっていることを評価し、同共同体を選定した。

4) 早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバー

【候補者】

株式会社ユニマツトプレシャス

【選定理由】

施設の広報、海洋性スポーツ活動等の促進、地域の活性化への貢献等、施設の利用促進に関する提案が具体的になされていることを評価し、同社を選定した。

長崎県土木部指定管理者選定委員会 議事要旨

【第4回指定管理者選定委員会】

(1) 長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバー、長崎港元船地区、長崎港常盤・出島地区及び松が枝地区について、申請者からのプレゼンテーション、申請者に対する面接審査が行われた。

(2) 採点、審議

①採点結果

事業計画書等の内容に基づき採点を実施した。結果は別紙のとおり。

②指定管理者候補者の選定と選定理由

1) 長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバー

【候補者】

長崎サンセットマリーナ株式会社

【選定理由】

応募者が1者であったため、事業計画の実現性や今後の管理運営について審査を行った結果、事業計画に確実性があり、類似事業の実績もあることから、安定した管理運営が期待でき、全体として公共マリーナの管理に適した事業計画となっていることを評価し、同社を選定した。

2) 長崎港元船地区

【候補者】

株式会社トラスティ建物管理・株式会社プラネット共同事業体

【選定理由】

応募者が1者であったため、事業計画の実現性や今後の管理運営について審査を行った結果、清掃や管理等利用者サービスの向上、ドラゴンプロムナードの活用に新しい視点や考え方に基づく提案が具体的になされており、全体として施設の管理運営に適した事業計画になっていることを評価し、同事業体を選定した。

3) 長崎港常盤・出島地区及び松が枝地区

【候補者】

長崎クレインオアシスマネジメント

【選定理由】

応募者が1者であったため、事業計画の実現性や今後の管理運営について審査を行った結果、みなとオアシスの中核施設として振興策等が具体的に提案されており、利用者サービス向上を達成できる管理体制となっていることから、全体として施設の管理運営に適した事業計画となっていることを評価し、同団体を選定した。